

# コロナ禍で税務調査は減少～2019年度所得税税務調査事績～

## ●調査は減少、でも追徴税額は増加！

2019事務年度（2019年7月から2020年6月）の税務調査は、コロナで外出が難しくなった3月から6月の4ヵ月が含まれる関係もあり、実地調査件数は前年より大きく減少しました。

一方、実地調査による追徴税額は、所得税で1件あたり166万円の前年比26.7%増、消費税で同91万円で同16.7%増と、逆に増加しました。

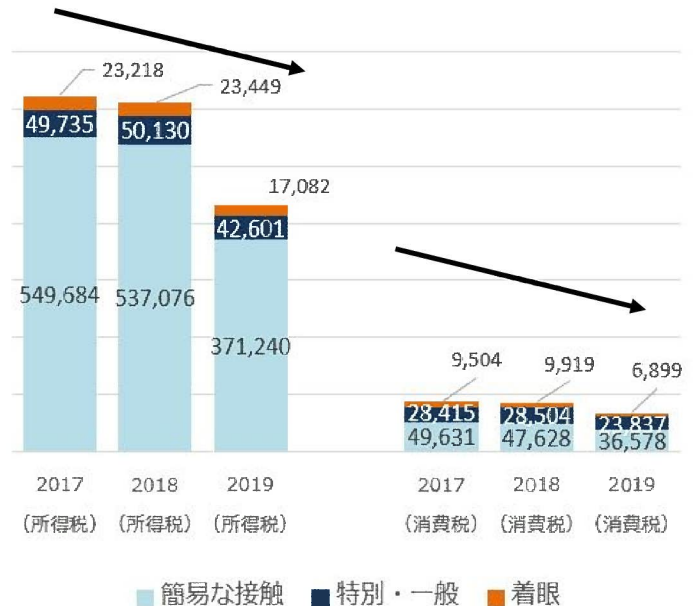
◆簡易な接触：納税者宅に行かずに、文書、電話による連絡、来署依頼による面接で、申告内容を是正。

◆特別調査・一般調査：

高額、悪質な不正計算が見込まれる案件を対象に実施。特別調査の日数は10日以上が目安。

◆着眼調査：資料情報や申告内容の分析の結果、申告もれ等が見込まれる場合に実地で短期間で実施。

## コロナの影響で調査件数は減少



## ●注目する4つのキーワード

重点調査対象は、富裕層、海外取引、インターネット取引、無申告者。所得税の特別・一般調査の1人あたり申告もれは平均1,190万円で追徴税額222万円に対し、“富裕層”で2.6倍、“海外取引”では2.8倍（いずれも下表参照）など、高額に。

### ◆富裕層

国税庁は2017年度から“重点管理富裕層PT”を設置。有価証券や不動産の大口所有者、高額所得がある“超富裕層”の管理や調査情報を集めています。

### ◆海外取引

“国外送金等調書”“国外財産調書”“租税条約に基づく情報交換制度”“非居住者金融口座情報”など調査の情報源は年々充実する傾向です。

### ◆インターネット取引

売買取引だけでなく、サービス提供、車や部屋の以外などネット取引はますます拡大。利益が出れば課税対象！国税庁の目もますます厳しくなりそうです。

### ◆無申告者

所得税調査と消費税調査が同時に実施されることが多いですが、消費税のみの調査もあります。

海外取引では、1人当たり追徴税額が平均の2.8倍！

重点チェック対象		調査件数	一人当たり申告もれ金額	一人当たり追徴税額
所得税	富裕層	4,463件	1,767万円	581万円
	海外取引	3,942件	2,406万円	627万円
	インターネット取引	1,877件	1,264万円	349万円
	無申告者	7,328件	2,160万円	237万円
	調査全平均	42,601件	1,190万円	222万円
消費税	無申告者	8,329件		192万円
	調査全平均	23,837件		111万円

### ■ 海外金融機関の情報で海外不動産所得が発覚

外国税務当局から入手した“非居住者の金融口座情報”から海外の複数の預金口座の存在が判明。金融商品投資、海外不動産投資やその貸付け・売却の事実が判明したが、投資利益や不動産所得は無申告。国外財産調書不提出のため、申告漏れの過少申告加算税は5%上乘せ

- 5年分の申告漏れ所得：2億7,900万円
- 追徴税額：6,800万円



### ■ ライフイベントでの音楽ライブ販売収入を毎年無申告

匿名性の高いネット取引は税務当局に把握されないと考え、領収書を破棄、ネット販売サイトのIDを削除などし、毎年無申告を通していった。売上を元手に仮想通貨へ投資して利益を得たが、こちらも一部のみ申告。

- 6年分の申告漏れ所得：4,600万円
- 追徴税額：1,900万円



### ■ 虚偽の領収書で、譲渡費用をでっちあげて脱税

法人税調査の際、法人代表者の不動産所得に疑義が生じ、所得税調査にも着手。知人の個人的な旅行代金等を支払う代わりに、倒産した法人や知人の法人に虚偽の領収書を作成させ、譲渡所得の架空経費を計上して譲渡所得を圧縮していた。

- 6年分の申告漏れ所得：1億3,400万円
- 同追徴税額：5,200万円
- 3年分の消費税追徴税額：1,200万円



### ■ 個人事業主の巧妙な申告逃れ

ある法人調査の際、支払先の個人事業主の中に無申告者がいることが判明。売上金額は住所地と違う他県の支店に振り込ませ、他県で引き出して預金口座に残高を残さぬようにしていた。また、住民票を移さず、自分の所在地を隠ぺい、原始記録等を破棄して、税務署が所得金額を把握できないよう隠ぺいを重ねていた（重加算税対象）。

- 7年分の申告漏れ所得：7,900万円
- 同追徴税額：2,300万円